

平成 30 年 4 月吉日

各 位

公益財団法人宮崎県体育協会  
会 長 佐藤 勇 夫  
( 公 印 省 略 )

平成30年度公益財団法人宮崎県体育協会「賛助会員」募集の  
お願いについて (依頼)

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、本協会の事業推進に御理解と御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、本会では本県のスポーツ振興に対する県民、企業等の御理解や御支援を得るとともに、積極的に事業を推進するため、「賛助会員」の募集を実施しております。

本県スポーツの競技力向上および普及振興は、皆様のあたたかい御支援に支えられ「ふるさと宮崎」に、大きな夢と感動、そして活力みなぎる希望をもたらしております。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック、二巡目となります「2026年度第81回国民体育大会並びに第26回全国障害者スポーツ大会」本県開催成功へ向け、本県出身選手の競技力向上や県内有望選手・指導者の発掘・育成など、鋭意準備を進めているところであります。

本会といたしましても、今後、本県スポーツのさらなる普及振興に向け、自主財源を確保し、競技力向上事業の拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

つきましては、趣旨に賛同いただき、賛助会員として御支援を賜りますようお願い申し上げます。

公益財団法人宮崎県体育協会

スポーツ企画監 巢立 勝弘

TEL 0985-58-5633 FAX 0985-58-5630

Email : miyazakiken@japan-sports.or.jp

# 公益財団法人 宮崎県体育協会 賛助会員募集

## 趣 意 書

謹啓 皆様にはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

皆様には、日ごろより本協会の事業推進に御理解、御支援を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、公益財団法人宮崎県体育協会は、本県体育・スポーツの健全な普及発展を図り、県民の体力向上に寄与することを目的として、昭和21年に設立されました。

以来、本協会は、加盟団体（現在、競技団体54、市郡体育協会15、学校体育団体3、計72団体）や関係諸機関・団体と連携して、加盟団体等のスポーツ活動支援、生涯スポーツ振興、競技力向上、指導者養成、メディカルサポート、青少年スポーツの育成など諸事業を推進して、県民の「スポーツの生活化」の実現と「明るいスポーツ文化」の創造に鋭意取り組んでいるところです。

また、「2026年度第81回国民体育大会並びに第26回全国障害者スポーツ大会」の本県開催が内々定し、両大会開催に向けた準備を本格的に進めているところです。

今後、大会の成功に向け、本協会といたしましては、国民体育大会における天皇杯・皇后杯獲得を目指して、より一層の選手強化に努める必要があります。

しかしながら、厳しい社会経済状況の中で、本県のスポーツ活動を支える本協会や加盟団体などスポーツ活動団体の多くは事業財源の確保に大変苦慮しているところです。

このような状況を踏まえ、本協会では、『私達はみやざきのスポーツを応援します』キャンペーンを展開し、広く県内各層の御理解と御支援を得、競技力向上事業（選手強化）をさらに積極的に進めるため、本協会の賛助会員を引き続き募集することといたしました。

皆様におかれましては、趣旨を御理解のうえ、本協会の賛助会員として御入会をいただき、本県スポーツの普及振興に一層の御支援を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

平成30年 4月 吉日

公益財団法人宮崎県体育協会  
会 長 佐藤 勇 夫

## □ 会費及び入会手続き等

### 1 賛助会費（年会費）

- ◇ 法人・団体・企業等   **1口 10,000円**（口数無制限）
- ◇ 個人                   **1口 3,000円**（口数無制限）

### 2 賛助会員入会手続き等

- (1) 別添（様式1号）「賛助会員入会申込書」を下記事務局宛に送付してください。  
（FAX・E-mail送信可）

- (2) 賛助会費は、次の口座に振込んでください。

◇ ゆうちょ銀行 木花店

01770-7-122368

[同封の振込用紙（赤い振込書）、手数料体育協会負担]

[一般の振込用紙（青い振込書）、手数料個人負担]

※ 他銀行からの振込の場合

店番号 179    当座 0122368 [手数料個人負担]

◇ 宮崎銀行 木花支店 [手数料個人負担]

普通預金    122656

口座名    公益財団法人 宮崎県体育協会 賛助会費

- (3) 入会申込書の提出先（FAX・E-mail申込も可）

〒889-2151 宮崎市大字熊野字島山1443-12

公益財団法人 宮崎県体育協会 事務局

TEL 0985-58-5633

FAX 0985-58-5630

E-mail : [miyazakiken@japan-sports.or.jp](mailto:miyazakiken@japan-sports.or.jp)

### 3 その他

- (1) 会員には、本県スポーツ振興に関する情報等を提供します。
- (2) 法人等で3口以上の会員は、希望があれば本協会ホームページにバナー広告を掲載します。
- (3) 広報誌「宮崎体協」や本協会ホームページに会員氏名・団体名を掲載させていただきます。記載の可否を別紙申込書で回答してください。
- (4) 個人様からの寄附金についても、寄附された方の住民税から税額控除ができません。  
※ 住民税からの控除金額は、原則別紙のとおりです。
- (5) 「賛助会員の証」を送呈いたします。（新規入会時）

賛助会員の個人情報、本事業以外に使用することはありません。
-------------------------------

## 「私達は宮崎のスポーツを応援します！」

### 税制上の優遇処置について

本会は、税制上の「特定公益増進法人」に該当しますので、本会賛助会へ加入した場合、優遇措置（寄附金控除）を受けることができます。つまり、所得税の還付が受けられます。（ただし、確定申告が必要です。）

#### ◇個人による寄附の場合

##### ・所得税

(1) **所得控除**（一定額を所得から控除する制度）

所得控除額 = 寄附金合計額 - 2,000円

控除の限度額 = 年間所得額の40%

軽減される税額 = (例) 800円（1万円の寄附、所得税率10%の場合）

(2) **税額控除**（一定額を所得税から控除する制度）

税額控除額 = (寄附金合計額 - 2,000円) × 40%

控除の限度額 = 年間所得税額の25%

軽減される税額 = (例) 3,200円（1万円の寄附の場合）

※ (1) 又は (2) のどちらかを選択することができる。

##### ・住民税

税額から控除される額

県の条例指定 (寄附金額 - 2,000円) × 4%

市町村の条例指定 (寄附金額 - 2,000円) × 6%

◎重複であれば (寄附金額 - 2,000円) × 10%

#### ◇法人による寄附の場合

所得控除

損金算入額

(1) 次のいずれか少ない金額

① 寄付金の合計額

② 特別損金算入限度額

(資本金等の額 × 0.375% (3.75/1,000) + 所得金額 × 6.25% (6.25/100)) × 1/2

※上記により損金に算入されなかった金額は一般寄附金の額に含まれる。

↓

(2) 一般の寄附金損金算入限度額

(資本金等の額 × 0.25% (2.5/1,000) + 所得金額 × 2.5% (2.5/100)) × 1/4

(例) 資本金 20,000,000円(2千万円)

所得 10,000,000円(1千万円)

寄附金 1,000,000円(100万円)

(1) について

① 100万円

② **35万円 (A)**

①・②の少ない方 → 35万円を損金に参入することになる。

(2) について

**7万5千円 (B)**

**(A) + (B) = 42万5千円が損金算入となる。**

(様式1号)

「宮崎県体育協会 FAX番号 0985-58-5630」

公益財団法人宮崎県体育協会会長 殿

## 賛助会員入会申込書

公益財団法人宮崎県体育協会賛助会員の趣旨に賛同し、入会を申込みます。

- 1 賛助会費の額 (年会費) \_\_\_\_\_ 円 \_\_\_\_\_ 円
- 2 入会年月日 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日
- 3 会費振込予定日 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日
- 4 本協会機関誌及びホームページに氏名、法人・団体名を掲載することを

了解します  了解しません

※どちらかに☑をお願いします。

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

住所 〒 \_\_\_\_\_

電話 ( \_\_\_\_\_ )

個人氏名 \_\_\_\_\_

※個人の場合は記入の必要はありません

法人名 \_\_\_\_\_

法人代表者 役職 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

担当者名 部署 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_